

なるぎケアプランセンター（居宅支援事業所）重要事項説明書

令和6年7月1日現在

1. 担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）

土橋 一枝（どばし いちえ）

2. 事業者

(1) 法人名	有限会社なるぎ
(2) 所在地	福井県あわら市花乃杜4丁目14番24号
(3) 代表者氏名	代表取締役 谷川 真澄
(4) 連絡先	電話 0776-73-4376 FAX 0776-73-4333
(5) 設立年月日	平成 16年 11月 16日

2. 事業所の基本情報

(1) 事業所の名称	なるぎケアプランセンター
(2) 介護保険事業所番号	第1890800321号
(3) 事業指定年月日	令和 6年 7月 1日
(4) 所在地	福井県あわら市二面2丁目301番地
(5) 連絡先	電話 0776-77-2239 直通携帯 070-3178-3419 FAX 0776-77-2275
(6) 管理者	土橋 一枝（どばし いちえ）
(7) 登録定員	45名

3. 事業所の営業概要

(1) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、祝日・年末年始（12月30日～1月3日を除く）
営業時間	8:00 ~ 17:00

(2) 職員の配置状況

従業者の職種	人 数
管理者	1名（介護支援専門員を兼務）
介護支援専門員	1名

(3) 通常の事業の実施地域 あわら市および坂井市

4. 運営の目的

利用者一人ひとりの人格を尊重し、可能な限り住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、利用者的心身の状況や希望およびその置かれている環境を踏まえて、家庭的な環境と地域住民との交流や地域活動への参加を通じ、必要な日常生活上の援助を行うことにより、利用者の日々の暮らしの支援を行い、また利用者の孤立感の解消および心身機能の維持ならびに要介護者の家族の身体および精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

5. 運営の方針

利用者が要介護状態などとなった場合においても、制度内容や活用できる社会資源情報について分かりやすく説明した上で、可能な限りその在宅において、その有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、必要に応じて適切なサービスや事業が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行います。

利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供する指定居宅サービスなどが特定の種類または特定の指定居宅サービス事業所に不当に偏ることのないように公正・中立に行います。

また、居宅介護サービスおよびその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービスなど」という）、市町村、地域包括支援センターなどとの連携に努めて行います。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）サービスの内容

①居宅サービス計画の作成

利用者ご家庭を訪問して、利用者的心身の状況や置かれている環境などを把握したうえで、指定居宅サービスなどが総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成し文章により利用者の同意を得ることとします。

《居宅サービス計画の作成の流れ》

ア：事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

イ：居宅サービス計画の作成の開始に当たって、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者などに関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族などに対して説明し、利用者にサービスの選択を求めます。

ウ：介護支援専門員は、利用者およびその家族の置かれた状況などを考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

エ：介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画書の原案に盛り込んだ指定居宅サービスなどについて、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料などについて利用者およびその家族などに対して説明し、利用者の同意を得た上でサービス提供事業者を交えたサービス担当者会議を行い決定するものとします。

②居宅サービス計画書作成後の便宜の供与や利用者家族との連携

- ・利用者およびその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者などとの連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請などに必要な援助を行います。
- ・利用者が、医療機関へ入院などされた場合、担当ケアマネージャーの事業所名、氏名、連絡先を入院医療機関にお伝えください。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または利用者が介護保険施設への入所または入居を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納などにより、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

①利用料金

項目	金額
居宅介護支援費	要介護 1 : 10,860円
	要介護 2 : 10,860円
	要介護 3 : 14,110円
	要介護 4 : 14,110円
	要介護 5 : 14,110円

※次の加算・減算については、当事業所が厚生労働省の定める要件が整った場合に限り必要となるもので、現在その要件を満たしています。

加算名	加算要件	金額
特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在している場合	所定単位数の15%加算
初回加算	・新規に居宅サービスを作成する指定居宅介護支援を行った場合	初回加算 3,000円

	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2段階以上変更となった利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合 	
入院時情報連携加算	<ul style="list-style-type: none"> 入院時情報連携加算（I） 入院時、3日以内に利用者に関する必要な情報を提供した場合 入院時情報連携加算（II） 入院時、4日以上7日以内に利用者に関する必要な情報を提供した場合 	入院時連携加算 (1) 2,500円/月 (II) 2,000円/月
退院時情報連携加算	医師または歯科医師などに対して当該利用者の心身の状況や生活環境などの当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師または歯科医師などから当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	退院時情報連携加算 500円
退院・退所加算	退院または退所に当たって、病院などの職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画書を作成し、居宅および地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、居宅および地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る） ※入院または入所期間中に3回を限度	退院・退所加算 カンファレンス参加時 6,000円/1回 7,500円/2回 9,000円/3回 カンファレンス不参加時 4,500円/1回 6,000円/2回
中山間地域に居住する方へのサービス提供加算	事業の実施地域を越えてサービス提供了した場合	中山間地域に居住する方へのサービス提供加算 サービス費に5%加算
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院または診療所の求めにより、その職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅および地域密着型サービスの利用調整を行った場合	緊急時居宅カンファレンス加算（月2回を限度） 2,000円/回

看取り期におけるサービス利用前の相談・調整に係る評価	退院時などにケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合には、モニタリングやサービス担当者会議における検討など必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められる場合	居宅介護支援費を算定
----------------------------	--	------------

7. 苦情等申し立て窓口

当事業所では、利用者が満足して居宅介護支援サービスをご利用いただけるよう、苦情受付担当者と苦情を受け付ける苦情受付窓口を設置しています。また、苦情解決にあたり中立・構成な立場から助言を行う第三者委員も設けております。

(1) 体制

	氏 名	連絡先
苦情受付担当者	管理者 土橋 一枝	0776-77-2239
苦情解決責任者	代表取締役 谷川 真澄	0776-77-2239

(2) 苦情の受付方法

面接・電話・書面等により苦情受付担当者が受け付けます。苦情受付担当者は、受け付けた要望や苦情内容を確認した上で、利用者に報告を受けた内容をお知らせします。

要望・苦情に受付時間は、月曜日から金曜日までの8時から17時までです。

ただし、祝日・年末年始は除きます。

(3) 苦情解決の方法

苦情解決責任者は、関係職員とともに利用者と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

(4) 行政機関・その他苦情受付機関

機関名	電話
あわら市役所健康長寿課	0776-73-8022
坂井市役所高齢福祉課	0776-50-3040
坂井地区広域連合介護保険課	0776-91-3309
福井県国民健康保険団体連合会	0776-57-1614
福井県社会福祉協議会	0776-24-2339

8. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村および家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じ、内容を記録整備しその完結の日から5年間保存します。

9. 虐待の防止

事業者は、利用者などの人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 : 土橋 一枝 (管理者)

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修などを通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。

(5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

10. 秘密保持

事業者およびサービス従事者または、従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者またはご家族などに関する事項を正当な理由なく、退職後も第三者に漏洩しません。

ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関などに利用者の心身などの情報を提供します。提供に際し、あらかじめ文章にて利用者の同意を得ます。

個人情報の利用目的および使用条件

なるぎケアプランセンターでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的および使用について以下のとおり定めます。

1, 利用者への介護保険サービスの提供に必要な利用目的

(1) 当事業所内部での利用目的

- ① 当事業所が利用者等に提供する介護保険サービス
- ② 介護保険に係る事務
- ③ 介護保険サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - ・利用 ・会計 ・経理 ・事故などの報告
 - ・当該利用者の介護 ・医療サービスの向上

(2) 他の事業所などへの情報提供を伴う利用目的

- ① 当事業所が利用者などに提供する介護保険サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所などの連携（サービス担当者会議など）、紹介への回答
 - ・利用者の診療などにあたり、外部の医師などの意見・助言を求める場合
 - ・家族などへの心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社などへの相談または届出など

2, 上記以外の利用目的

(1) 当事業所の内部での利用に係る利用目的

- ・医療、介護サービスや業務の維持・改善のための情報提供
- ・当事業所において行われる事例検討

(2) 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

- ・当事業所の管理運営業務のうち外部監査機関への情報提供

3, 使用条件

- ・個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外には利用しない。
- また、利用とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。